

改正案	現行
<p>(労働金庫の付随業務) 第五条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十八条第二項第十一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。 一〇六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>七 (略)</p> <p>4〇6 (略)</p> <p>(労働金庫連合会の付随業務) 第五条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十八条の二第一項第九号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。 一〇六 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(労働金庫の付随業務) 第五条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十八条第二項第十一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。 一〇六 (略)</p> <p>七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号） 第二条第四項第一号に規定する基本債権又は同条第六項に規定する小口債権の証書</p> <p>八 (略)</p> <p>4〇6 (略)</p> <p>(労働金庫連合会の付随業務) 第五条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十八条の二第一項第九号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。 一〇六 (略)</p> <p>七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第四項第一号に規定する基本債権又は同条第六項に規定する小口債権の証書</p>

七 (略)

4・5 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第六条の三 法第五十八条の三第一項第一号イ又は第五十八条の五第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第二十三号及び同号に掲げる業務に準ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 二十二 (略)

二十三 自らを子会社とする保険会社(法第五十八条の五第一項第四号に規定する保険会社をいう。以下同じ。)のために投資を行う業務

二十四 二十六 (略)

2 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十八号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十九号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 金庫の業務(信託業務を除く。)の代理(当該代理を行う会社を子会社とする金庫のために行うものに限る。)

一の二 信託業法(平成十六年法律第 号)第二条第八項に規

定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省

八 (略)

4・5 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第六条の三 法第五十八条の三第一項第一号イ又は第五十八条の五第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第二十三号及び同号に掲げる業務に準ずるものとして第二十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 二十二 (略)

二十三 自らを子会社とする保険会社(法第五十八条の五第一項第三号に規定する保険会社をいう。以下同じ。)のために投資を行う業務

二十四 二十六 (略)

2 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 金庫の業務の代理(当該代理を行う会社を子会社とする金庫のために行うものに限る。)

(新設)

令第十六号) 第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

二 (略)

三 法第五十八条第一項各号に掲げる業務に付随する業務及び同条第二項(第一号から第六号まで及び第十三号を除く。)又は法第五十八条の二第一項(第一号から第四号まで及び第十一号を除く。)に規定する業務(証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号及び第五号に掲げる業務その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務に該当するものを除く。)

三の二〇六 (略)

(削る)

(削る)

七・八 (略)

九・十 (略)

十一〜二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七条に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約(証券取引法施行令第一条の三の第二項各号に掲げるものを除く。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務(第五号に該当するものを除く。)

二十四〜三十四 (略)

三十五 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業(第三

二 (略)

三 法第五十八条第一項各号に掲げる業務に付随する業務及び同条第二項(第一号から第六号まで及び第十三号を除く。)又は法第五十八条の二第一項(第一号から第四号まで及び第十一号を除く。)に規定する業務(証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務に該当するものを除く。)

三の二〇六 (略)

七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

八 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する特定債権等譲受業(同項第二号(イ及びロに係る部分に限る。)に掲げる行為を行う営業を除く。)

九・九の二 (略)

十・十の二 (略)

十一〜二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七条に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約(証券取引法施行令第一条の三の第二項各号に掲げるものを除く。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務(第五号、第七号及び第八号に該当するものを除く。)

二十四〜三十四 (略)

(新設)

号に掲げる業務に該当するものを除く。)

三十六 財産の管理に関する業務(当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。)及び当該業務に係る代理事務

三十七 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務(この項第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。)(当該業務を行う会社を子会社とする労働金庫連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行(法第五十八条の五第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。)に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業務第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。)

三十八 信託を引き受ける場合におけるその財産(不動産を除く。)

三十九・四十 (略)

3 (略)

4 法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、証券取引所(証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の

(新設)

(新設)

(新設)

三十五・三十六 (略)

3 (略)

4 法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第五号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、証券取引所(証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の

各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一〇五 (略)

5 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫又はその子会社により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するものとする。

6 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第六条の六第九号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における

各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一〇五 (略)

5 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫又はその子会社により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第五号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するものとする。

6 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第六条の六第九号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第五号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における

基礎議決権数（国内の会社（当該金庫が労働金庫である場合にあっては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が連合会である場合にあっては法第五十八条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

7 法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

8 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあっては、第一号に掲げるものに限る。）とする。
ただし、当該持株会社が第一項各号に規定する業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として当該金庫又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 法第五十八条の三第一項第一号及び第二号又は第五十八条の五第一項第六号及び第七号に規定する会社を子会社とする持株会社
（当該金庫が労働金庫である場合にあっては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、当該金庫が連合会である場合にあっては法第五十八条の五第一項第八号に規定する持株会社をい

基礎議決権数（国内の会社（当該金庫が労働金庫である場合にあっては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が連合会である場合にあっては法第五十八条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

7 法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

8 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあっては、第一号に掲げるものに限る。）とする。
ただし、当該持株会社が第一項各号に規定する業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として当該金庫又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 法第五十八条の三第一項第一号及び第二号又は第五十八条の五第一項第四号及び第五号に規定する会社を子会社とする持株会社
（当該金庫が労働金庫である場合にあっては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、当該金庫が連合会である場合にあっては法第五十八条の五第一項第六号に規定する持株会社をい

う。以下同じ。)にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第一項各号(労働金庫にあつては、第二十三号を除く。)及び第二項各号(第十九号から第三十八号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第五十八条の五第一項第一号及び第四号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。)

二 法第五十八条の五第一項第二号に規定する証券専門会社(以下「証券専門会社」という。)又は同項第三号に規定する証券仲介専門会社(以下「証券仲介専門会社」という。)及び同項第五号に規定する信託専門会社(以下「信託専門会社」という。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

三 証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十八号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第五十八条の五第一項第一号、第四号及び第五号に規定する会社を有しない場合に限る。)

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第五十八条の四第一項第

う。以下同じ。)にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第一項各号(労働金庫にあつては、第二十三号を除く。)及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第五十八条の五第一項第一号及び第三号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。)

(新設)

二 法第五十八条の五第一項第二号に規定する証券専門会社(以下「証券専門会社」という。)又は同項第二号の二に規定する証券仲介専門会社(以下「証券仲介専門会社」という。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

(新設)

一号から第四号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五 法第五十八条の五第二項第六号ハに規定する当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第六条の十第三項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第五十八条の五第二項第七号ハに規定する当該連合会の子会社である保険会社の子会社のうち第六条の十第四項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十八号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第五十八条の五第二項第八号ニに規定する当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第六条の十第五項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

9 (略)

(証券専門会社等の業務)

第六条の九 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げる

三 法第五十八条の五第二項第五号ハに規定する当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第六条の十第三項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

四 法第五十八条の五第二項第六号ハに規定する当該連合会の子会社である保険会社の子会社のうち第六条の十第四項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

(新設)

9 (略)

(証券専門会社等の業務)

第六条の九 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げる

げるものとする。

一 (略)

二 第六条の三第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第六条の三第二項第三十五号から第三十八号までに掲げる業務については法五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第五十八条の五第一項第三号に規定する主務省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 第六条の三第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第六条の三第二項第三十五号から第三十八号までに掲げる業務については法五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

(証券関連専門業務等)

第六条の十 法第五十八条の五第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 第六条の三第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

ものとする。

一 (略)

二 第六条の三第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

2 法第五十八条の五第一項第二号の二に規定する主務省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 第六条の三第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

(証券関連専門業務等)

第六条の十 法第五十八条の五第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 第六条の三第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

<p>2 法第五十八条の五第二項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第六条の三第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの</p> <p>3 法第五十八条の五第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 第六条の三第二項第三十五号から第三十八号までに掲げる業務</p> <p>二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務</p> <p>三 第六条の三第二項第四十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの</p> <p>4 法第五十八条の五第二項第六号ハに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。</p> <p>5 法第五十八条の五第二項第七号ハに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該連合会の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。</p> <p>6 法第五十八条の五第二項第八号ニに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。</p>	<p>2 法第五十八条の五第二項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第六条の三第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの</p> <p>(新設)</p> <p>3 法第五十八条の五第二項第五号ハに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第六号に規定する持株会社とする。</p> <p>4 法第五十八条の五第二項第六号ハに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該連合会の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第六号に規定する持株会社とする。</p> <p>(新設)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの)</p> <p>第六条の十の二 法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第六条の三第二項第三十九号に掲げる業務 (第六条の十第一項第二号及び第二項第二号に掲げる業務を除く。)</p> <p>三 第六条の三第二項第四十号に掲げる業務 (第六条の十第一項第三号及び第二項第三号に掲げる業務を除く。)</p> <p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)</p> <p>第十六条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金庫の主要な事業の内容 (信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む。)</p> <p>三 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 (13)から(16)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)</p> <p>(1) (12) (略)</p> <p>(13) 信託報酬</p> <p>(14) 信託勘定貸出残高</p> <p>(15) 信託勘定有価証券残高</p> <p>(16) 信託財産額</p>	<p>(子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの)</p> <p>第六条の十の二 法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第六条の三第二項第三十五号に掲げる業務 (第六条の十第一項第二号及び第二項第二号に掲げる業務を除く。)</p> <p>三 第六条の三第二項第三十六号に掲げる業務 (第六条の十第一項第三号及び第二項第三号に掲げる業務を除く。)</p> <p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)</p> <p>第十六条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金庫の主要な事業の内容</p> <p>三 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

別表 2 (略) ニク升 (略) (略)	八 (略)	記載する事項 (略)	主要な業務の状況を示す指標 (略)	預金に関する指標 (略)	貸出金等に関する指標 (略)	有価証券に関する指標 (略)	信託業務に関する指標 (信託業務を営む場合に限る)	一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表 (注記事項を含む)	二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託
	四 (略)		五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ・ロ (略)	八 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額					
	二 (略)		ハ (略)						
	一 (略)		(略)						
	(略)		(略)						

別表 2 (略) ハクト (略) (略)	八 (略)	記載する事項 (略)	主要な業務の状況を示す指標 (略)	預金に関する指標 (略)	貸出金等に関する指標 (略)	有価証券に関する指標 (略)	信託業務に関する指標 (信託業務を営む場合に限る)	一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表 (注記事項を含む)	二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託
	四 (略)		五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ・ロ (略)	八 (新設)					
	二 (略)		ハ (略)						
	一 (略)		(略)						
	(略)		(略)						

- 及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の期末受託残高
- 三 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。次項において同じ。）の種類別の期末受託残高
- 四 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高
- 五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高
- 六 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の期末残高
- 七 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の期末残高
- 八 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高
- 九 用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高
- 十 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
- 十一 中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは

常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。)に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

十二 金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式その他の証券の区分をいう。)の期末残高